

# 協会 ニュース

〒170-0005 東京都豊島区南大塚 3-39-2  
TEL 03-6915-2293 FAX 03-6915-2294  
<http://www.jja.or.jp/> Eメール info@jja.or.jp

令和3年 冬号

## HEADLINE

### 新型コロナウイルス新段階に！適切対応を！！

首都圏、京阪神などに緊急事態宣言！塾でもクラスターが発生するなど、感染者や濃厚接触者リスクが高まっています！地域の実態に適した万全の対応をお願いいたします。  
事業者の皆様におかれましては、事業所の所在する地方公共団体からの通知・要請および学校の休業状況に合わせ、オンライン授業等の活用を含めて、総合的に判断し、適切な対応を行っていただきますようお願いいたします。塾生の安全が第一です！



### ◆その他の項目

●年頭所感 ●事業再構築補助金 ●合格実績に関する自己適合宣言 ●JJAインフォメーション 学習塾のためのコンプライアンスセミナー／学習塾認証制度／安心塾バイト認証制度／全国読書作文コンクール他 ●入会のご案内

# 年頭所感

令和3年1月1日

公益社団法人全国学習塾協会 会長 安藤 大作

明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、まずもって昨春からの新型コロナウイルス感染症に関する多大な影響に対して、厚くお見舞いを申し上げます。

厳しい活動環境の中で、子供たちの学びのために、日夜懸命な努力を惜しまぬお姿に敬意の念を感じております。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に、真摯に取り組んでいただきましたことを深く感謝申し上げます。



昨年のコロナ禍で子供たちの学びは、大きく傷つきました。

文部科学省調査によると臨時休校した学校数は約25000校。うち同時双方向型オンライン指導の実施はわずか5%。民間調査では、臨時休業前後での勉強時間の前年比を学校での成績別で分類してみると学力下位層ほど勉強時間が減少との結果でした。

「子ども達・保護者の意識」について、子供の意識として、最も困ったことは「学業」37.4%。また、休校措置により教育格差を感じる「はい」58.6%。保護者の意識として、「自発的に勉強してくれない」が最多で52.7%。次いで「やる気がない」47.9%。

仮にGIGAスクール構想が救世主になり得たとしても、子供たちの心の部分で問題が残っています。

自宅学習の悩みとして、「周りとの差が不安」「やる気が起きない」という答えが多く、学力格差に加え「やる気格差」が生じてしまっています。

その間、学習塾はどうだったでしょうか。

4月調査において多くの塾（53.9%）がオンライン授業に取り組みました。また、導入予定時期としては5月までが95%に及びました。



通塾生のみ学力、通塾生以外の一般生徒も含む学力とを統一模試にて比較すると、前年比でのダメージは通塾生のみの方が限定的であって、通塾していない生徒も含む全体的には低下が見られました。

学習塾による必死のフォローは、学力格差を

なんとか最小限におさえる役割を果たしたのです。

苦境にあるのは勤労者である保護者も同様です。

塾など民間教育を利用する場合の負担感の意識調査では、約70%の保護者が負担を感じています。東京大学の研究では、保護者収入によって大学進学率に差が生じており、400万円以下の家庭では33.9%にとどまります。

ある独立行政法人の調査では、高卒者と大卒者の生涯賃金は約6000万円の差が生じるといいます。

経済危機は今後も続くものとみられ、コロナ禍で教育費負担感はさらに増加していくと思われます。

一方、学校教育が抱える課題も多く、教員採用試験倍率の低下にみる人材不足、指導要領による教員の負担増、不登校児童生徒の増加、過度な部活動の現状があり、子供たちの学びはもはや学校教育だけでは太刀打ちできない状況にあります。

- 学校休校によって子どもたちの学びが止まってしまった＝学習機会の損失
  - 感染症の影響を受け、保護者の収入が減少する＝収入格差
  - 収入格差の拡大＝教育格差を招く
  - 学校教育現場の疲弊（人材不足、不登校児童生徒の増加、教員の負担増、過度な部活動）
  - 英語教育、プログラミング教育といった新たな学習領域の出現
- こうした課題を抱えているのです。

限定的ではありますが民間教育へ業務委託する自治体やクーポンの形態で助成を行っている自治体もあります。

さらに学校教育が抱える大きな課題は、もうひとつあります。

「不登校児童生徒の増加」（2019年度約18万人）「引きこもりの増加」（15～64歳で約15万人）という現実です。



彼らは多種多様な理由により、学校を離れてしまっているものの、教育の機会を喪失したわけではありません。教育機会均等法の適正な運用によって、塾を含め民間教育を活用すればたとえ登校できなくても、進路不利益を解消し、社会で活躍できる存在へと道をつなげていくことができます。

このような実情を目の当たりにしたとき、民間教育の活躍の場を広げ、子供たちへ良質な教育サービスを届けたいと強く思わざるを得ません。

全国学習塾協会の会員の皆様、2021年度も協会は塾業界唯一の公益社団法人として、省庁や行政とのカウンターパートとしての役割を果たして参ります。民間教育の重要性と有用性を世に示しながらも、民間教育もこの国の子どもたちの未来と社会の未来を創っていくという思いを持って進んでまいります。

塾生たち子どもたちと社会と未来のために民間教育業界としてともに進んで行きましょう。本年もよろしくお願ひ申し上げます。

## 新型コロナ緊急事態宣言！適切対応を

**感染者を出さない！！首都圏、京阪神などに緊急事態宣言！塾でもクラスターが発生するなど、感染者や濃厚接触者リスクが高まっています！地域の実態に適した万全の対応をお願いいたします。**

■2021.1.7【1都3県の学習塾事業者のみなさまへ】緊急事態宣言を踏まえた対応について

東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県の学習塾事業者の皆様へ

1月7日に菅内閣総理大臣が、緊急事態宣言を発令しました（2月7日まで）。

事業者の皆様におかれましては、事業所の所在する地方公共団体からの通知・要請および学校の休業状況に合わせ、オンライン授業等の活用を含めて、総合的に判断し、適切な対応を行っていただきますようお願い申し上げます。

「学習塾事業者における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（第4版）」



【QRコード】



皆様におかれましては、1日も早くこの事態の終息に繋げていけるようにご理解とご協力をお願い申し上げます。

詳しくは協会 Web サイトをご覧ください。



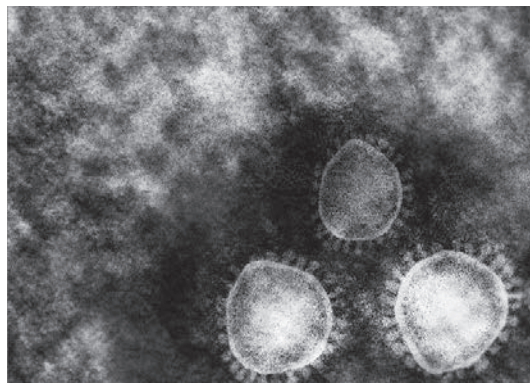
【QRコード】

■2021.1.7【学習塾事業者のみなさまへ】入試試験会場やその周辺における参集の自粛について

文部科学省ならびに経済産業省は、12月14日、入試試験会場やその周辺への参集の自粛要請をしているところです。

つきましては、中学・高等学校及び大学入試期日に、試験会場やその周辺への参集について自粛いただきますようお願い申し上げます。

【通知】入試試験会場やその周辺における参集の自粛について



## ■2021.1.14【緊急事態宣言対象の学習塾事業者のみなさまへ】経済産業省より周知依頼がありました。

### 緊急事態宣言対象の学習塾事業者の皆様へ

経済産業省教育産業室を通じて内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より、緊急事態宣言の発令に伴い、「基本的対処方針の着実な実施に向けたご協力のお願い」が届きました。

以下の通り、ご連絡いたしますのでお目直しいただきましてご周知賜りますようお願い申し上げます。

令和3年1月13日、新型インフルエンザ等特別措置法第32条第1項の規定に基づき、緊急事態措置を実施すべき区域が、11都府県に区域変更がされるとともに、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が改定されました。

緊急事態措置を実施すべき期間は令和3年1月14日から2月7日までとなります。また、緊急事態の再発令を受けた当省の支援措置を以下のとおり発表しております。

#### 1. 職場への出勤等（テレワーク等）について

- ・職場への出勤は、外出自粛等の要請の対象

から除かれるものであるが、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を推進すること。

- ・20時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制すること。

#### 2. 催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項について

- ・特定都道府県等においては緊急事態宣言に伴う催物の開催制限の目安、施設の使用制限等の留意事項に基づき、適正な運用を実施されたい。
- ・営業時間短縮や感染防止策の徹底等にご協力いただきたい。

詳しくは協会 Web サイトをご覧ください。



【QRコード】

## ■2021.1.12【学習塾事業者のみなさまへ】職場における感染症への予防、健康管理の強化に係る協力のお願い

経済産業省教育産業室を通じて厚生労働省より、新型コロナウイルス感染症対策の基本

的対処方針を踏まえ、「職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化に係る協力をお願い」が届きました。

以下の通り、ご連絡いたしますのでお目通しいただきましてご周知賜りますようお願い申し上げます。

1月7日に改定された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を踏まえ、厚生労働省より、経済団体に対し、緊急事態宣言発出を踏まえたテレワークの積極的な活用、職場における感染予防、健康管理の強化等をお願いさせていただいております。

経済産業省関係団体においても労働者が安全かつ安心して働ける環境づくりに率先して取り組んでいただいているところですが、今般改めて、職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化についての留意事項等について下記サイトで取りまとめさせていただきましたので、ご参照いただき、ご活用していただけますと幸いです。

詳しくは協会 Web サイトをご覧ください。



【QRコード】

### ■2021.1.13【7府県の学習塾事業者のみなさまへ】緊急事態宣言を踏まえた対応について

栃木県、愛知県、岐阜県、大阪府、京都府、兵庫県、福岡県の学習塾事業者の皆様へ

1月13日に菅内閣総理大臣が、緊急事態宣言の対象地域を追加する発令をしました。

事業者の皆様におかれましては、事業所の所在する地方公共団体からの通知・要請および学校の休業状況に合わせ、オンライン授業



等の活用を含めて、総合的に判断し、適切な対応を行っていただきますようお願い申し上げます。

「学習塾事業者における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（第4版）」



【QRコード】

皆様におかれましては、1日も早くこの事態の終息に繋げていけるようにご理解とご協力をお願い申し上げます。

詳しくは協会 Web サイトをご覧ください。



【QRコード】

### ■2021.1.15【学習塾事業者のみなさまへ】感染症の拡大を防止するための対策等の徹底について

学習塾事業者のみなさまへ

経済産業省教育産業室より、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための対策等の徹底についての周知依頼が届いております。依然として学習塾内でクラスターが発生したという報道も散見されており、また、

新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は全国的にも増加傾向にあり、一部地域では感染拡大のスピードが増えています。

下掲QRコードにアクセスしてお目通しいただきましてご周知賜りますようお願い申し上げます。



【QRコード】

### ■事業者による感染防止対策を周知する都道府県の取り組み事例について

複数の都道府県において、感染防止対策を実施する事業所を、ステッカー、ポスター、事業所一覧リストなどによって周知する取り組みが行われています。

自治体によって取り組み方法に差異がありますが、多くの自治体では、ステッカー等の使用の要件として業界別ガイドラインを参照して取り組みを行っていることが求められています。

学習塾における業界別ガイドラインとは、

当協会が定め、内閣官房に提出しました「学習塾事業者における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（第4版）」となります。

新型コロナ感染症対策の見える化によって、自塾の安全をアピールしましょう！

詳しくは協会 Web サイトをご覧ください。



【QRコード】

**塾生や従業員に感染の疑いがある場合または感染判明時の対応方法の一例を協会Webサイトに掲載しています。**



## 新制度！コロナ後の変化対応のために

### 令和2年度3次補正予算案で実施予定！ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための企業の思い切った事業再構築を支援する事業再構築補助金とは？

事業再構築補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、当面の需要や売上の回復が期待し難い中、ポストコロナ・ウィズコロナの時代の経済社会の変化に対応するために中小企業等の事業再構築を支援することで、日本経済の構造転換を促すため、新分

野展開、業態転換など、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援する補助金です。

例としてあげられているのは、レストラン経営をしていたところ、コロナの影響で客足

## 事業の再構築に挑戦する皆様へ

ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための

# 企業の思い切った事業再構築を支援 (中小企業等事業再構築促進事業)

### 対象

新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す、以下の要件をすべて満たす企業・団体等の新たな挑戦を支援します！

1. 申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少している中小企業等。
2. 事業計画を認定支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業等。
3. 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加の達成。

### 中小企業

- ✓ 通常枠 補助額 100万円～6,000万円 補助率 2/3
- ✓ 卒業枠\* 補助額 6,000万円超～1億円 補助率 2/3

\*400社限定。事業計画期間内に、①組織再編、②新規設備投資、③グローバル展開のいずれかにより、資本金又は従業員を増やし、中小企業から中堅企業へ成長する事業者向けの特別枠。  
※中小企業の範囲については、中小企業基本法と同様。

### 中堅企業

- ✓ 通常枠 補助額 100万円～8,000万円  
補助率 1/2 (4,000万円超は1/3)
- ✓ グローバルV字回復枠\*\* 補助額 8,000万円超～1億円 補助率 1/2

\*\*100社限定。以下の要件を全て満たす中堅企業向けの特別枠。

- ①直前6か月間のうち任意の3か月の合計売上高がコロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して、15%以上減少している中堅企業。
- ②補助事業終了後3～5年で付加価値額又は従業員一人当たり付加価値額の年率5.0%以上増加を達成すること。
- ③グローバル展開を果たす事業であること。

## 令和2年度3次補正予算案において実施予定

(上記予算案成立を前提としており、今後事業内容が変更等される場合があります。)



が減り、売上が減少店舗での営業を廃止。オンライン専用の注文サービスを新たに開始し、宅配や持ち帰りの需要に対応するというもの

です。こうした業界転換の局面は学習塾でも考えられそうです。

こうした場合の補助経費の例として、事業





所縮小にかかる建物改修の費用、新規サービスにかかる機器導入費や広告宣伝のための費用などです。

企業、事業主の思い切った事業再構築を支援する事業再構築促進事業の概要をご案内いたします。



※令和 2 年度 3 次補正予算案成立を前提としており、今後事業内容が変更等される場合があります。

よくあるお問合せ（FAQ）はこちらです。



## 合格実績広告に「自己適合宣言」を！

**合格実績の表示をめぐるトラブルは、ひとつの塾だけでなく業界全体の信頼性を揺るがしかねません！実績が適正であることを自ら宣言する「自己適合宣言」で品質をアピールしてみませんか！**

塾生の合格の声が次々と、皆さんの元へ届いていることと存じます。大切な合格実績をどのように活用されていますか。

学習塾の皆様が合格実績を広報などに使う時、わかりにくさによる消費者の誤認や客観的で合理的な基準に留意した公正な競争が、業界全体の信頼性を大きく左右します。

当協会では、合格実績に関する自主基準実施細則の基準に基づいて、各学習塾事業者が自らその適合を消費者ほか社会に向けて宣言する「合格実績自己適合宣言」を推進いたします。

合格実績に関する自己適合宣言の推進について、詳しくは協会 Web サイトをご覧ください。



【QRコード】

\*\*\*\*\*  
学習塾事業者のみなさま

現在、合格実績において各学習塾事業者独自の表記、考え方がある中で、合格実績に関する自己適合宣言は、当協会として基本的な考え方と基準を定め広く認知していただくためのものです。

そのため、当協会では合格実績に関する自己評価シートを作成し、全てに適合した学習塾事業者は合格実績に関する自己適合宣言（以下「合格実績適合宣言」といいます。）を行うとともに、当協会が普及推進のために作成した合格実績適合宣言マークを使用することができることといたしました。

合格実績適合宣言とは、自ら表示事項の適合性を評価し、適切であれば、自らの責任において表示事項への運用およびその適合を宣



#### 合格実績自己適合宣言マーク

言するものです。

合格実績の適正な表示をアピールするために合格実績適合宣言マークを活用ください。

「合格実績適合宣言」の実施方法は次の通りです。

①合格実績適合宣言とは、各学習塾事業者が自身で適合性を評価し、適切であれば、自らの責任において適合を宣言するものです。

②適合していると判断するための条件は以下の通りです。

・合格実績に関する自己評価シートにおいて全ての項目に適合していること

・根拠となる資料を開示できる準備があること

③合格実績適合宣言を行った学習塾事業者は合格実績適合宣言マークを使用できます。また、合格実績適合宣言マーク使用事業者は、

当協会ホームページに掲載します。その場合は、「合格実績適合宣言マークは、各塾自らが合格実績に関する自己評価シートを用いて全項目において適合したことを宣言したものです」の一文を明記します。

④合格実績適合宣言マーク使用は毎年4月～翌年3月までの1年間とします。更新時期を毎年3月中と定め再度自己評価を行い、全ての項目に適合することが求められます。

合格実績適合宣言マークは、各塾（事業者）自らが合格実績に関する自己評価シートを用いて全項目において適合したことを宣言したものです。

なお、一般に不当表示など景品表示法違反の疑いのある事実に関する情報は、消費者庁にご提供いただくことができます。

○消費者庁 表示対策課 情報管理担当

電話：03-3507-8800（代表）

合格実績に関する自己適合を宣言するにあたっては、「合格実績に関する自己評価シート」（後掲A）に適合することを確認して下さい。

自ら合格実績に関する自己適合宣言を行って当協会の作成した合格実績適合宣言マークを使用する際には、「合格実績適合宣言マークの使用について」（後掲B）をよくお読み下さい。

---

---

#### 合格実績に関する自己評価シート【A】

当塾は、塾生の範囲を決定するための基準を、受験直前の6カ月間の内、継続的に3カ月を超える期間当塾に在籍し、通常の学習指導を受けた者とし、かつ、受講時間が30時間を超える場合としています。なお、この期間には受験直前における集中講義などの受講時間を含む場合があります。

上記の在籍期間と受講時間には、体験授業・体験講習・無料講習・自習・無料補習を含んでいません。

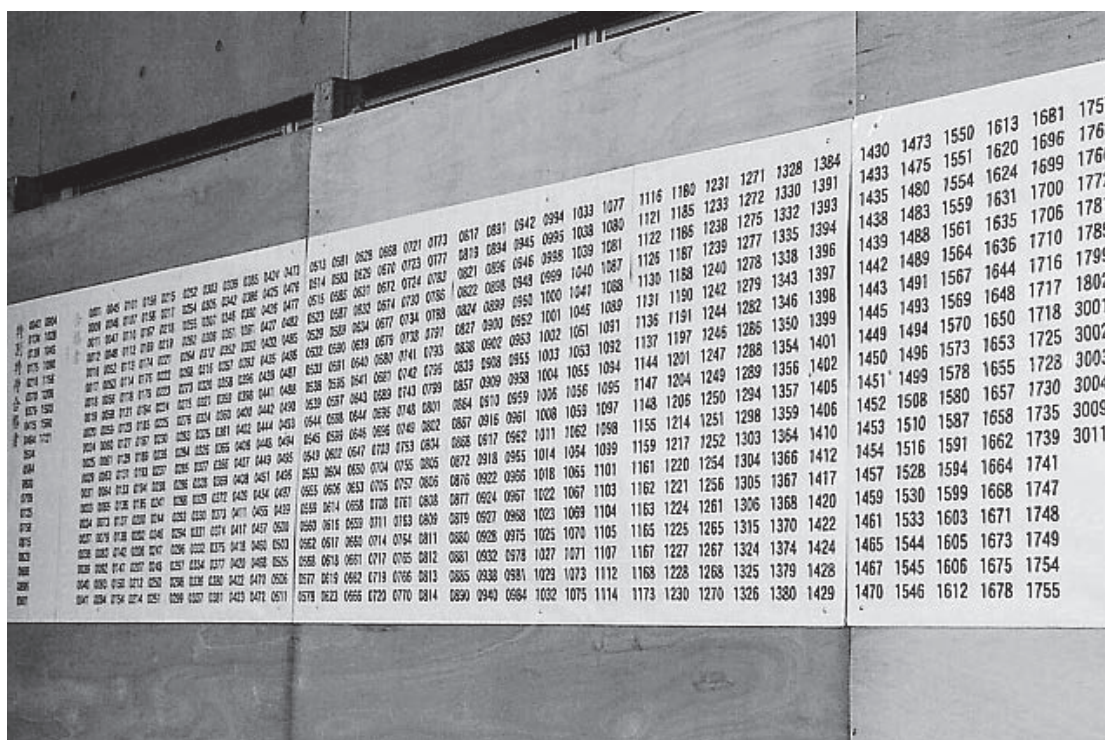
当塾の合格実績には、他の事業主体へ派遣した講師による授業・講習を受けた生徒は含んでいません。

当塾の合格実績には、当年度実績であるか、または過年度の累積・積算であることを明示していま

す。

- 当塾の合格実績には、模試（有料無料に関わらず）だけを受験した生徒は含んでおりません。
- 当塾は、中高一貫校の高校受験合格者において当時の中学受験合格者を加算することはありません。但し、現在通塾中の生徒はこの限りではありません。
- 当塾は、電話やメールなどで合格者を勧誘し、水増しの合格者を増やす行為はしていません。
- 当塾は、合格実績の広告表示にあたり、表示する情報の範囲・従属性を明確にするため、事業主体となる広告主体及び合格実績が次の各号のいずれかに該当するかを明示しています。
  - ・事業主体の全部
  - ・分教室の一部
  - ・提携塾全体または一部
  - ・チェーンシステムにおける同名塾全体または一部
- 当塾は、合格実績の広告表示にあたり、小学入試・中学入試・高校入試・大学入試をそれぞれ分けて表示しています。同一系列校といえども「△△中学・高校 ○○名合格」など積算した表示はしません。
- 当塾は、生徒氏名を公表する場合、生徒本人だけでなく保護者の同意も得ています。

当塾は、上記項目において全てに適合したことを宣言します。



合格実績適合宣言マークの使用について【B】

公益社団法人全国学習塾協会では、学習塾事業の質の向上や信頼性の確保に向け、学習塾事業者（以下、「事業者」という）による自己評価や情報公開の取組の推進を図っていますが、この度、学習塾事業者等が合格実績に関する自己評価シートを分かりやすく公表できるよう「合格実績適合宣言マーク」（以下、「マーク」という。）を作成しました。

御使用いただく際の留意事項は以下のとおりです。

#### 1. 使用可能範囲について

「学習塾業界における事業活動の適正化に関する自主基準」ならびに「自己適合宣言ガイドライン」を御理解いただいた上で、以下の目的でのみ使用してください。

・事業者等が管理するホームページ等で、各事業者が公表する合格実績に関する自己評価シートを公表する際に使用。

（可能な限りトップページ等の分かりやすい場所で、必ず合格実績に関する自己評価シートをリンク先として使用すること）

・事業者等が自己評価や情報公開の取組促進のため、ホームページ、チラシ、パンフレット等の各種媒体で使用。

#### 2. マークに付記すべき内容について

・事業者等が、チラシ、パンフレット等の広報物にマークを使用する場合は、次の文章を付記しなければなりません。

このマークは、当塾（当社）ホームページに公開する自己評価シートに表示した事項の適合性を自己評価し、自らの責任においてその運用と適合を宣言するものです。

#### 3. マークのサイズについて

・イラストと文字は一体として扱うものとします

・拡縮は自由ですが、縦横比や文字のバランスの変更は認められません。

#### 4. マークの配色について

・配色の変更は認められません。

#### 5. マークの装飾について

・装飾の追加や変更（文字フォントの変更含む）は認められません。

#### 6. マークのデータ取得申請について

・使用に当たって、事前のマーク取得申請をお願いします。

合格実績に関する自己評価シートに必要な事項を記入のうえ、メール添付の形で下記の当協会事務局あてにお送りください。その際に、事業者名、代表者氏名、所在地、電話番号、メールアドレス、マーク使用のホームページアドレス（複数の教室が該当する場合は、それぞれの教室名、所在地）についての情報提供をお願いします。（公益社団法人全国学習塾協会事務局 電話03-6915-2293、E-mail : info@jja.or.jp）

・使用が適当でないと当協会が判断した場合は使用を御遠慮いただきます。

#### 7. その他

- ・マークの年度表示は毎年更新して提供します。更新期間は毎年3月中ですので、更新期間中に、「5. マークのデータ取得申請について」による更新申請を行ってください。
- ・マークのデータ取得申請事業者は、「合格実績適合宣言マーク使用事業者」として当協会ホームページに事業者名、代表者氏名、所在地、電話番号、ホームページアドレス（複数の教室が該当する場合は、それぞれの教室名、所在地）を掲載しますので、その旨ご同意ください。
- ・更新期間を過ぎている過年度のマークの使用はできませんのでご注意ください。

## JJAインフォメーション



### コンプライアンス 学習塾のための法令順守セミナー！働き方改革のいま、労働関係法令を守って安全経営を！すべてDVD動画視聴です

昨今のコロナ禍にあつ、学習塾に従事する人々の労務について、適正な知識と運用が求められています。対策は万全でいらっしゃいますか？

休業手当、特別休暇、労働時間、安全衛生、労災補償等のほか起こり得る労務リスクについても取り上げます。

間違いのない事業運営のために、わかりやすく繰り返し聴ける映像講習を、ぜひ受講ください。

今年のテーマは、「新型コロナウイルス感染症と労務対策」です。

◆講師 特定社会保険労務士 長崎 明子 氏  
講師プロフィール 学習塾における教師職と人事本部勤務を経て、平成28年に社会保険労務士事務所を開業。顧客先企業や私立学校の労務顧問のほか、雑誌等の執筆、企業研修・学校教育における授業の実施に従事。著書に「塾講師の労務管理ハンドブック」がある。

本セミナーは「DVD受講」なので、ご自宅や職場等の静かな環境でご都合の良い時間にご視聴いただけます。

消費者の適切な保護のための法律その他必要とされる知識・技能を取得し、学習塾の運



受付締切 令和3年3月12日(金)  
講師 特定社会保険労務士 長崎 明子 氏



学習塾における教師職と人事本部勤務を経て、平成28年に社会保険労務士事務所を開業。顧客先企業や私立学校の労務顧問のほか、雑誌等の執筆、企業研修・学校教育における授業の実施に従事。著書に「塾講師の労務管理ハンドブック」(日本法令)がある。

#### 新型コロナウイルス感染症と労務対策(仮題)

昨今のコロナ禍にあつて、学習塾に従事する人々の労務について、適正な知識と運用が求められています。対策は万全でいらっしゃいますか？  
休業手当、特別休暇、労働時間、安全衛生、労災補償等のほか起こり得る労務リスクについても取り上げます。間違いのない事業運営のために、わかりやすく繰り返し聴ける映像講習を、ぜひ受講ください！！

公益社団法人全国学習塾協会 [www.jja.or.jp](http://www.jja.or.jp)  
〒170-0005 東京都豊島区南大塚3-39-2 TEL03-6915-2293 FAX03-6915-2294

営において実践しようとする者として公益社団法人全国学習塾協会が認定する学習塾上級法務管理者の資格取得を目指す方は、「a. 学習塾上級法務管理者資格取得コース」を選択してください。

◆申込締切：令和3年3月12日(金) [必着]

a. 学習塾上級法務管理者資格取得コース【Aコース】

※このコースはDVD受講後、理解度確認テスト（30分間）を受験していただきます。資格取得には理解度確認テストの合格が必要です。自宅や職場等の静かな環境で行ってください。テスト時間中にセミナーのテキストをご覧いただくことは可能です。

b. 学習塾コンプライアンススキル修得コース【Bコース】

※このコースはDVD受講のみのコースです。

学習塾コンプライアンススキル修得コース申込者は、映像及びテキストに限り同一法人内での研修ツールとしてご活用いただくことが可能です。

◆申込方法：お申し込みは、『参加コース・塾名・氏名・住所・電話番号・

メールアドレス・会員の有無』

を記載の上、右記QRコードか

らお入りいただきメールをご

送信ください。折り返し、申込受付完了のメールをお送りいたします。

【お問い合わせ電話番号】03-6915-2293



◆受講料（テキスト、受験料等含む・税別）

<新規>

- ・Aコース 一般 25,000円  
正会員 18,000円
- ・Bコース 一般 15,000円  
正会員 10,000円

※aコースの方は資格取得後、資格維持のためスクーリング、更新が必要になります。スクーリング、更新につきましてはこのQRコードからお入りいただき「学習塾法務管理者制度」をご確認ください。



◆納入方法：申込受付完了メール到着後、1週間以内に下記の銀行口座にお振り込みください。

■三菱UFJ銀行本店 普通7642072  
公益社団法人全国学習塾協会

◆DVD受講の手順

[受講者→協会]受講申込 3月12日(金)締切/

受講料納入 3月17日(水)締切

[協会→受講者]本年度講習DVD・テキスト

・テスト送付 3月23日(火)発送

[受講者→協会]提出課題の必着 令和3年5月8日(土)締切



**消費者が安心してサービス利用していただくための信頼マーク  
認証基準に基づく第三者評価「学習塾認証」のご活用を！**

学習塾認証制度とは、消費者が安心してサービスを利用していただくために、サービスの質や信頼性について、第三者が評価し認証を与える取り組みです。認証された事業者は、当協会の発行する認証マークを事業所や広告に表示することができ、消費者はこの認証マークを目印に、適切なサービスを提供する事業者を選択することができる安心の制度です。当協会は、サービス産業生産性協議会が公表



したガイドラインに沿った認証基準に基づき審査を行い、法令を遵守し、公正な取引を行う学習塾事業者に対して、認証を付与します。

学習塾認証付与事業者は、認証マークによって、次のことを消費者や近隣の保護者層にアピールすることができます。

- 消費者に十分で適切な情報提供を行っています
- 消費者と適正で明確な契約・解約を行っています
- 通塾する子どもの安全確保に努めています
- 顧客相談窓口を設置してその充実を図っています
- 個人情報の適切な取り扱いを行っています
- こうしたことが継続的に守られ、改善を行っています

令和3年度の申請期間は次の通りです。

#### 〈前期〉

令和3年4月1日(木)～令和3年5月31日(月) 認証決定目安 9月初旬  
〈後期〉

令和3年9月1日(水)～令和3年10月31日(日) 認証決定目安 令和4年2月初旬

詳しくは右より学習塾認証制度をご覧ください。

申請書類を整える等のご準備は早めのスタートをお勧めします。

まずは、右より「学習塾認証申請書類データ申込書」にてサンプル・書式集をご注文ください。サンプル・書式集と学習塾認証制度FAQ(Q&A)を無料でお送りいたします。サンプル・書式集は、エクセルやワードからなる電子データをCD-R化したものを送付いたします。



## 【安心塾バイト認証制度】認証付与事業所2000教室突破 「36（サブ）の協定」の様式が令和3年4月1日より変更

安心塾バイト認証制度は、公益社団法人全国学習塾協会が、「学習塾業界において適正なアルバイトの労働条件を確保している事業者」に認証を付与することを通じて、学習塾に従事するアルバイトの利益の保護と、学習塾業界の健全な発展を図ることを目的としています。

当協会は、2016年より、学習塾に勤務する学生アルバイトの労働環境の社会問題を解決するため、事業者の健全性及びアルバイト講師が安心して勤務できる労働環境を整備するための基準を厚生労働省・文部科学省の要請に応じて策定した「安心塾バイト認証制度」の普及推進活動に取り組んでまいりました。この度、認証付与事業所が2000教室を突破いたしましたので、お知らせいたします。



【令和2年12月25日時点 認証付与事業所】

2119 事業所

今後も、より多くの学習塾事業者へ向けての  
広報活動に取り組み、学生アルバイト講師の  
皆様が安心して勤務できる労働環境の整備に  
取り組んでまいります。

また、安心塾バイト認証制度判定委員会が  
以下の通り開催されました。

第37回 2020年11月12日(木)

第38回 2020年12月25日(金)

出席委員

鈴木康之(弁護士)

長崎明子(社会保険労務士)

認証事業者や詳細は協会 Web サイトをご覧下  
さい。



【QRコード】

厚生労働省「36協定届が新しくなります」



【QRコード】



## おかげさまで全国読書作文コンクール31年！皆様のご厚意 を子どもたちの読書力作文力向上のために活かします。

去る1月15日に来年度全国読書作文コンクー  
ルの対象図書選考会議が実施されました。

協会では公益事業のひとつとして経済産業  
省、文部科学省、朝日新聞社等のご後援によ  
り全国読書作文コンクールを実施いたしてお  
ります。おかげさまで今年はスタートして節  
目の31回目の年を迎えます。

子どもの読書力、作文力の向上に加えて感

動する心、豊かな心を育てており、小・中学  
生に多くの取り組みをしていただき優れた作  
品が寄せられております。

つきましては、本コンクールへのご協賛を  
お願いいたしております。

詳しくは同封しました協賛  
のご案内をご覧ください。



【QRコード】

## JJAご入会のご案内

全国学習塾協会(略称「JJA」)は、民間教育を担う団体・個人に関する支援及び能力開発、調  
査研究、地域社会に対する貢献の推進等を行うことによって児童及び青少年等の学力養成の推進に  
寄与し、より良い社会の形成を推進することを目的として設立された公益社団法人です。

公益社団法人全国学習塾協会には、どなたでも入会できます。

会員は、正会員と賛助会員からなっています。



■**正会員** 小学校、中学校、高等学校などに通う児童、生徒、学生を対象とし、学力と学ぶ力の向上を指導する学習塾をはじめとする民間教育業を営む法人及び個人であればどなたでも会員になることができます。正会員は総会での議決権を持ちます。

協会報、会員名簿を配布いたします。本会が主催する事業をご案内して、これに優先的に参加することができます。

協会 web サイトと正会員のホームページのリンクを掲載するとともに、会員名簿に正会員一覧を掲載します。

正会員証プレートを使用できます(使用料あり)。

■**賛助会員** 協会の目的と活動に賛同してその事業にご支援くださる法人・団体・個人で、総会での議決権は持ちません。

協会報、会員名簿を配布いたします。本会が主催する事業をご案内して、これに参加することができます。

協会 web サイトと賛助会員のホームページのリンクを掲載するとともに、会員名簿に賛助会員一覧を掲載します。

賛助会員証プレートを使用できます(使用料あり)。

会費は次の通りです。**2021年6月9日まで正会員入会金無料キャンペーン実施中です!**

<b>入会金</b>	(1)正会員		<b>0円</b>
	(2)賛助会員	法人	50,000円
		学校法人	30,000円
		団体	50,000円
		個人	10,000円
<b>年会費</b>	(1)正会員 1口	生徒数1000名未満	36,000円
		生徒数1000名以上 3000名未満	60,000円
		生徒数3000名以上	120,000円
		(2)賛助会員 1口	法人
		学校法人	36,000円
		団体	50,000円
		個人	12,000円

毎年4月から翌年3月までが一年度になります。

会費について、正会員の方は、会費を3月と9月の年2回に分け、金融機関から預金口座振替により納入いただきます。

賛助会員の方は、年度初めに当協会の銀行口座にお振り込みいただきます。

入会初年度の会費は、入会月からの月割りで計算いたします。

入会をお考えの方、協会の活動概要などをお知りになりたい方は協会事務局まで遠慮なくご連絡ください。資料をお送り申し上げます。

また、入会申込書は協会 web サイトから入手することもできます。

公益社団法人全国学習塾協会 事務局  
〒170-0005 東京都豊島区南大塚3-39-2  
TEL03-6915-2293 FAX03-6915-2294